

報道関係者 各位

長野労働局発表(03 47)  
令和3年10月15日  
【照会先】  
長野労働局労働基準部賃金室  
賃金室長 浜 幸好  
室長補佐 宮澤明芳  
(代表電話) 026(223)0555

## 長野県はん用機械器具等最低賃金 「時間額927円」を答申 ～ 前年より22円の引上げ～

- 1 長野地方最低賃金審議会(会長 倉崎哲矢)は、長野労働局長(小野寺喜一)に対し、本日、現行の長野県はん用機械器具等最低賃金、時間額905円を22円引上げ、927円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
- 2 長野労働局としては、この答申を踏まえ、長野県はん用機械器具等最低賃金の改正に係る手続き(異議申立の公示など)を進めます。
- 3 改正された長野県はん用機械器具等最低賃金は、本年12月16日に発効する予定です。
- 4 長野労働局では、改正後の長野県はん用機械器具等最低賃金の周知と併せて、最低賃金を引き上げやすい環境整備の一助として中小企業・小規模事業者等への支援策(要件拡充の業務改善助成金等)についても、広く周知を行い、中小企業・小規模事業者等へのきめ細やかな支援に積極的に取り組んでまいります。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/chingin/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/chingin/index.html)

### 【答申までのポイント】

- 1 令和3年8月23日に長野地方最低賃金審議会(会長 倉崎哲矢)に改正諮問。
- 2 長野県はん用機械器具等最低賃金専門部会において、9月21日、10月11日、15日と集中金額審議し、全会一致により、10月15日に答申となる。

(参考) 長野県はん用機械器具等最低賃金額、引上げ額及び対前年度引上げ率の推移(過去5年)

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
最低賃金額	865円	883円	903円	905円	927円
対前年度引上げ額	17円	18円	20円	2円	22円
対前年度引上げ率	2.00%	2.08%	2.27%	0.22%	2.43%

(注) 長野県はん用機械器具等最低賃金は「長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」のことをいいます。